
◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋清武君） 日程第5、議案第40号 松崎町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第40号 松崎町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（産業建設課長 糸川成人君 説明）

- 議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 5番（深澤 守君） 一つ、森林環境譲与税の財源をお伺いします。それから、毎年1000円づつ徴収されることについて、今後の見通し・・・上げていくのか、据え置きでそのままいくのかの見通しがたっているのであればお伺いします。

それから、その事業の中には森林整備の促進というものもありますが、その中での具体的な事業内容を教えていただければと思います。

- 産業建設課長（糸川成人君） 森林環境譲与税の財源・・・当初、課税が始まるのが令和6年から、譲与税が交付されるのが令和元年からということで5年間のずれが生じているわけですが、そのずれにつきましては、交付税又は森林環境譲与税の特別会計において先取り・・・借入するみたいな形ですね・・・そちらの方を運用させていただいて、後年度の森林環境譲与税の収入の一部をもって、確実に償還していくというようなシステムになっております。譲与税の金額も段階的に上がっていくような形で、環境譲与税の先取りをしてやっていくようなシステムとなっております。

また、森林環境税の金額ということですが、こちらにつきましては年額1000円ということでございます。こちらにつきましては町民税と合わせて徴収されるというような形になっております。

こちらの方の増額・・・変更の見込みということですが、現時点では1000円で確定というか・・・行くことになっておりますのでご承知おきください。

また、活用の・・・事業の関係になりますけれども、実際には現時点では未定なんですけど

も、その森林整備ということで間伐事業や、今現在、松くい虫の対策事業とかやっていますけどもそういうもの、あとは林道整備等が考えられます。または都会との交流の場として21世紀の森の整備復活ということなども考えられるのかなと思いますけれども、その辺につきましましては、また検討していきたいということでございます。

○5番(深澤 守君) それの関連の質問でもよろしいでしょうか。今、イノシシとかシカの鳥獣被害の問題があると思います。被害の一因として森林が荒れていて・・・一因にあるのではないかとされています。その事業の中で、環境整備事業と鳥獣害の被害対策を一緒にやるような構想というの也能るのでしょうか、お伺いします。

○産業建設課長(糸川成人君) その辺につきましましては・・・例えばですね、国有林なんかの関係は林野庁が鳥獣被害対策等でネットを張ったりとかということをやっております。そちらの方で、町の中にある森林を保護するという観点であればですね、そういう鳥獣被害対策ということで活用可能かなということも考えられますので、その辺につきましましては、県・国に協議しながらやっていくような形になると思います。

○7番(高柳孝博君) これは森林環境税ということで、国の方で国税として創設されるということですね。この森林環境そのものが温室ガスの・・・早く言えば効果があるということですね。国民一人一人が平等に負担しましょうということで設定されてると思います。目的がそのために限られてるというふうに理解しているわけです。それで期間のずれがあるわけですね。譲与税として来るのが先で、後で環境税として取るということで、この間を交付税で借入ということでしたので、その借入の返済はどのようにされるのでしょうか。

○産業建設課長(糸川成人君) 返済というのは、令和6年から始まる森林環境税を確実に充てていくというような形になります。先ほど、今年度の見込みが460万円ということで・・・環境譲与税の方ですね・・・報告をさせていただきましたけれども、こちらの方も段階的に上がっていくような形になりまして、最終的には環境税と環境譲与税の割合を整えばですね、松崎町は現時点では1400万円位まで上がるというような見込みとなっております。

○8番(土屋清武君) 確認ですけれども、今、町県民税で、森林づくり県民税として400円ずつ、県民税の中で納めてるわけですが、今回これが課税されると二重になるということで理解してよろしいですか。

○産業建設課長(糸川成人君) そちらの400円の・・・町民税と一緒に徴収されている金閣につきましましては、県税の関係になります。県の森林のちから再生事業ということで、そちらに充てる財源となっておりますので、県の方でもその辺は十分注意をして、重複しないようにと

いうことで、県の目的を達成するための荒廃森林の整備。町は、町としてのそういう整備をしていくというようなことで、目的をはっきり仕分けをして使っていくという形になります。

○2番（鈴木茂孝君） このお金というのは、全て単年度で決済・決済というか終わりにしなければならないということですか。

○産業建設課長（糸川成人君） 単年度ということではなくて、例えば460万円のうち400万円を今年度使ったと、残りが60万円あったということであれが、今回の基金の方に財源として積み立てていって、来年度以降もその基金を活用して森林整備の事業に使っていくというような形になります。

その代り、使途については・使った項目については必ず公表をしてという形でやっていくようになります。

○6番（渡辺文彦君） この森林整備ということに関して、どういう内容かという質問に対して、間伐とか松くい虫とか林道整備とかってことに充てたい話しなただけでも、現状もこの辺の事業はされてると思うわけだけれども、それ以上に必要性・当然やらなきゃならない事業はいっぱいあるんだろうけれども、今までやってる事業がお金がなく出来なかったのか、それともお金があれば今まで以上の整備が進むのか、その辺がよく見えないんだよね。

事業主体がはっきりしていないような気がするんだけど、どういう計画を持って、誰がどういうふうに進めて行くかという計画性が見えてこないんだけど、その辺の計画はどのように作られるのかお伺いします。

○産業建設課長（糸川成人君） 計画につきましては、町が計画をするというような形になります。現在も間伐事業とかやっているわけですけども、なかなか国の補助金とかを活用して実施をしてるわけですけども、その補助金等の関係が少なく、事業体の方も思うようにできない状況が続いているような状況ですけども、例えば小さい面積を所有している個人の私有林ですね、そういう所をまとめて大きい区画にして、そこをやり易くしてから間伐事業をやるとか、小さい面積ですとやはり効率が悪くて、なかなか事業体の方も手を出せないところがありますので、そういうところを計画的にまとめて大きな区画にして間伐事業を実施をしていくとか、そういう計画を作るのもこの中の新たなシステムとして・この事業としてあるものですから、そういう方法もありなのかなというふうに思っております。

ただ、町として色んな・森林整備だけではなくて、その他にも・間伐整備だけではなくて、人材育成、担い手の育成とか木材の利用促進ということで、例えば間伐材で切り出し

た木を使って机とか椅子を作ったりとか、そういう活用事業もできる。それで普及啓発ということで、都会の人が森林に親しんでもらうというような森林整備、遊歩道の整備等もできると・色んなものに活用できるということです、その辺を踏まえて計画して行くような形になります。

○6番（渡辺文彦君） 公金で事業を起こすということになると、当然個人の土地には関わっていけないような気がするんだけど、そうすると公けの部分となると林道だとか・例えば松くい虫とか、用途が限定されるような気がするんだけど、問題はやはり民間の方じゃないかと思うわけね、整備されなきゃならないのは。その辺に対してどのような対応がされるのかね、その辺をお伺いしたいんですけど。

○産業建設課長（糸川成人君） 確かにおっしゃるとおり、個人で所有されている森林がなかなか整備が進まないというところが・現実があるところですので、国の方としましても新たな森林管理システムというような形で、例えば森林所有者の意向調査をやったりとか・実際にはアンケートをやって森林整備をやる意思があるかどうかというアンケート調査をやって、ある人の区画をまとめて行って、そこについて健全な事業体の方に管理を委託するというような事業もあります。

そういう形で、今まで管理されていない個人の森林を町を通して、そういう健全な事業体に管理をしてもらうというような事業もありますので、そういうのも含めて検討していくというような形になります。

○7番（高柳孝博君） 先ほど、用途のところでも間伐の他ということがあったんですけど、担い手の育成とか木材利用ってのは先ほど出てますが、これは前から言われていることなんですけど、そのあたりにもやはり力を入れて行かないと民間の方も整備されていかない。そういうふうに思いますので、その計画っていうのを是非・先ほど言われた松くい虫とか・それ以外に拡充をして・いいチャンスですよ、是非そちらの方も広げていきたいと思うわけです。そのあたりいかがでしょうか。

○産業建設課長（糸川成人君） こちらの譲与税につきましては色んな活用ができるということで、他市町の事例なんかも参考にしながら、松崎町に合った計画というのを作っていただければなと思っております。

○1番（田中道源君） 先ほど、追々は1400万円ほどのものになっていくという話していただきましたけれども、例えば1400万円を超えるような事業をしたいといった場合には、その中に何かほかのものを足していくようなイメージになるんですか。

○産業建設課長（糸川成人君） 例えば1400万円に町の負担分を足して事業を実施するという
ことも考えられますし、例えば1400万円の目的を定めて例えば2000万円の事業をしたいよ
うことであれば、今回の条例・基金条例を定めておりますので、基金の方に2年間分を
積み立てて一つの事業を実施するというようなことも可能だと思いますので、その辺の計画
を、どういうものを使うかというのをはっきり目的を定めて、やっていければなと思ってい
ます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 私は、本案に賛成です。本条例は、温室効果ガス対策に一役買う森
林を整備するために、国民一人一人が等しく負担すべく、国の税金として創設された心理
環境税の・譲与として市民税の・譲与税の使途を明確にするものであります。従って
賛成いたします。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第40号 松崎町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を挙手によ
り採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。